

## 令和2年度社会福祉法人矢板市社会福祉協議会事業計画

現在の地域社会は、人口減少や少子高齢化、核家族化などの社会環境が人びとの生活に様々な変化と影響を与えています。家庭や地域における「人と人とのつながり」が希薄になり、高齢者の孤立や子育ての不安など多岐にわたる課題が浮き彫りになっています。さらに、経済の停滞などの社会情勢は地域社会の持続性をも基盤から揺るがしかねない状況となっています。

こうした中で矢板市社会福祉協議会は、平成30年度に策定した「第2次矢板市地域福祉活動計画」を基に、「安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、地域の実情や特色に合わせ、市との連携を図りながら以下に掲げる事業を展開・推進します。

### (事業実施計画)

#### 1. 理事会・評議委員会等の開催

#### 2. 低所得者福祉対策

##### (1) 小口資金『社会福祉金庫』の貸付

貸付と相談援助により、低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上に向けた支援を行う。  
貸付限度額5万円（連帯保証人要）

##### (2) 善意銀行援護資金の貸付

低所得世帯の緊急的な困窮に対し、寄付金を原資とした貸付と相談支援を行う。  
貸付限度額2万円（連帯保証人不要）

##### (3) 高額療養費の貸付

国民健康保険の被保険者で、一ヶ月の医療費の自己負担が限度額を上回った場合、高額療養費として戻る見込み額の9割相当を貸付け、医療機関に立替払いをする制度

##### (4) 生活福祉資金の貸付（県社協の窓口）

低所得者や高齢者、障がい者世帯の経済的自立と生活意欲の向上を支援する制度

##### (5) 『愛の基金』制度の活用（県社協の窓口）

公的な福祉サービスを受けることが困難な真に法外援護を必要とする個人に対し、更生を目的として必要な資金を交付する制度

##### (6) 法外援護費の支給

- ① 上り宇都宮（590円）、下り黒磯（420円）までの乗車券を貸付
- ② 非常食（乾パン等）の配付

##### (7) 歳末たすけあい見舞金の支給

歳末たすけあい募金からの助成により、低所得世帯からの見舞金配分申請に基づき、該当者に歳末たすけあい見舞金を支給する。

(8) 生活困窮者自立支援事業（市委託）

生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行い、就労その他の支援について他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

① 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている相談者に、どのような支援が必要か、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

② 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。

(9) キッチンやいた事業

農家等米や野菜の生産者が寄付登録をし、生活困窮者の支援のために、必要に応じて登録者から提供を受ける。

### 3. 心身障がい者福祉対策

(1) リフト付きワゴン車の貸出し事業

自立歩行が困難な方の移動の利便性を高めるため、リフト付きワゴン車及び車椅子専用軽ワゴン車を無料で貸出す。

(2) 心身障がい者交流事業

矢板市身体障害者福祉会会員と児童のふれあい交流会の実施

(3) 視力障がい者に対する「声の広報」事業

音訳ボランティア「さざ波」の協力を得て、広報やいた（月1回）・市議会だより（年4回）・やいた社協だより（年3回）をCDに収録し郵送する。併せて、視力障がい者用デージー再生機を貸出す。

(4) 手話奉仕員養成講座の開催（全40回）

(5) 障がい者福祉ボランティア育成講座の開催

(6) 矢板市身体障害者福祉会への助言、支援（矢板市身体障害者福祉会事務局）

(7) 矢板市地域手をつなぐ親の会への助言、支援（矢板市地域手をつなぐ親の会事務局）

### 4. 高齢者福祉対策

(1) 生活支援体制整備事業（市委託）

地域における生活支援や介護予防サービスの充実・強化を図ることを目的に次の事業を行う。

① 第2層生活支援コーディネーターの配置と活動の強化

② 第2層協議体の運営

③ 地域情報・ニーズの把握とマッチング

④ 地域活動・サービスの把握と活性化

地区社会福祉協議会の強化と拡充、高齢者の居場所への支援など

⑤ 介護サポーター入門講座等担い手の発掘と養成

- ⑥ ネットワークの構築
  - 他機関との連携・協働
- ⑦ 新しいサービス・活動の創出（資源開発）
- ⑧ 地域支え合いマップの活用
  - 地域支え合いマップという手法を用い、地域の課題や問題、解決策などを考え地域づくりを進める。
- (2) やいた元気シニア地域活動応援ポイント事業「お元気ポイント事業」（市委託）
  - 高齢者の社会参加を促進し、介護予防を図ることを目的として実施
  - ① お元気ポイント活動の周知
  - ② 地域ボランティア活動受入拠点の拡充
- (3) 老人給食サービス
  - 高齢者世帯の健康増進と安否の確認を図るため、ひとり暮らし高齢者や概ね65歳以上の高齢者夫婦世帯、重度の障がい者等を対象に、ボランティアの協力を得て給食サービス（週2回火、木曜日）を実施する。
- (4) ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業
  - 市内に居住する80歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、原則週2回乳酸菌飲料（ヤクルト）を直接手渡し、安否の確認を行う。
- (5) 泉げんきセンター「はつらつ館」の管理運営（市指定管理）
- (6) リフト付きワゴン車の貸出し事業（市委託）
  - 自立歩行が困難な方の移動の利便性を高めるため、リフト付きワゴン車及び車椅子専用軽ワゴン車を無料で貸し出す。
- (7) 高齢者福祉機器（特殊寝台、車椅子）の貸出
- (8) 介護用品支給事業（市補助）
  - 常時紙おむつの必要な在宅の要介護4、5の高齢者または重度心身障がい児者に対し、紙おむつ給付券（月額2千円）を支給する。
- (9) 矢板市シニアクラブ連合会への助言、支援（矢板市シニアクラブ連合会事務局）
- (10) シルバースポーツ大会の開催（矢板市シルバースポーツ大会事務局）

## 5. 児童・母子父子福祉対策

- (1) 矢板市ファミリーサポートセンターの運営（市委託）
  - ファミリーサポートセンターは、子育ての支援をしてほしい人と子育ての手助けしたい人がそれぞれ会員となり、地域での子育てを支援していく会員組織で、アドバイザーが相互支援活動の調整を行う。
- (2) 児童館「矢板児童館」「矢板東児童館」の管理運営（市指定管理）
  - 次世代の矢板市を担う子どもたちが、健康で創造力のある心の豊かな人間に成長できるよう各種行事や健全な遊び場を提供することを目的に管理運営を行う。
- (3) 放課後児童対策「矢板市学童保育館」の管理運営（市指定管理）
  - 保護者等が労働などにより、放課後の養育ができない家庭の児童に、適切な生活や遊びの場を提供することを目的に管理運営を行う。

市内6箇所	矢板小学童保育館	矢板小第二学童保育館
	東小学童保育館	川崎小学童保育館
	泉小学童保育館	安沢小学童保育館

## 6. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない市民に対し、福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類等の預かりなどの支援を行う。

- ・利用料（1回概ね1時間あたり1,000円） 預かりサービス（月額500円）

## 7. 福祉教育の推進

### (1) 福祉教育推進費の交付

児童、生徒の福祉に関する理解と関心を高めるため、市内小中学校11校及び高等学校1校を対象に福祉教育推進費を交付し、社会参加やボランティアの精神を養うことを目的に各種事業や活動を行う。（共同募金配分事業）

### (2) ボランティアサマースクールの開催

次世代を担う高校生を対象として、ボランティア活動を学び、体験できるサマースクールを開催する。

### (3) 福祉のこころ推進校の認定

市内の小中高等学校を対象に、要件を満たした学校を「福祉のこころ推進校」に認定し、福祉ロゴマーク講座や車椅子買い物体験、福祉車両乗車体験等を通じて、学校と連携した地域福祉活動を行う。

（平成27年度矢板高等学校、平成29年度泉中学校認定）

### (4) 福祉標語の募集

小中高生を対象に、福祉について考えるきっかけづくりとするため、福祉標語を募集し、優秀作品を表彰する。

### (5) 疑似体験セットの貸出

思いやりの心を育むことを目的に、教育機関やボランティア団体等へ高齢者疑似体験セットを無料で貸出す。（共同募金配分事業）

## 8. ボランティア活動の推進

### (1) ボランティアの啓発、紹介

### (2) ボランティア連絡会との連絡調整、登録の受付

### (3) 歳末たすけあい募金配分金による、ボランティア活動団体への助成

### (4) ボランティア活動保険の紹介

### (5) 矢板市更生保護女性会への助言、支援（矢板市更生保護女性会事務局）

## 9. 不要入れ歯回収事業

不要となった入れ歯を回収し、その使用金属を換金することにより、資源の再利用と益金の有効活用を行う。

## 10. 結婚支援

結婚に向けて出会いの場の提供や相談などさまざまな活動（婚活）の支援を目的とする「やいた未来クラブ」への助言、協力を行う。（やいた未来クラブ事務局）

## 11. 法人後見事業の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が不利益を被らないように、矢板市社会福祉協議会が後見人となり、市民後見人養成研修受講終了者が支援員として支援活動を行う。

- (1) 成年後見相談会の開催（奇数月第3水曜日）
- (2) 市民後見人研修会の開催

## 12. 矢板市きずな館管理運営

矢板市きずな館の管理や、ボランティア団体等への会議室使用受付業務等を行う。

## 13. 広報活動

- (1) やいた社協だよりの発行 年3回発行（7月、12月、3月）、全戸配付
- (2) 広報委員会、編集会議の開催
- (3) ホームページの更新

## 14. 心配ごと相談所の開設

- (1) 毎週火曜日（第2火曜日、祝日を除く） 午前9時～12時
- (2) 相談員研修会への参加（栃木県社会福祉協議会主催）

## 15. 弁護士による無料法律相談 毎月第3木曜日 午前9時～12時

## 16. 募金活動

- (1) 共同募金（10月1日～12月31日）
- (2) 歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）
- (3) 災害時における募金（随時）

## 17. 共同募金配分事業

- (1) 矢板市民生委員児童委員協議会助成金交付  
矢板市民生委員児童委員協議会の活動を支援するため助成金を交付する。
- (2) 地区組織活動推進費交付  
行政区の活動を支援し、地域福祉の推進を図るため推進費を交付する。
- (3) 災害ボランティアセンター運営事業  
災害発生時における災害ボランティア活動を援助し、活動に必要な作業用品と非常食等を備蓄する。また、防災意識を高めるため講座を開催する。

## 18. 自主財源の確保

### (1) 会員会費

- ・ 普通会員 1 口 2 0 0 円
- ・ 賛助会員 1 口 1,0 0 0 円以上
- ・ 特別会員 1 口 3,0 0 0 円以上
- ・ 施設会員 1 口 5,0 0 0 円以上

特に法人事業所等を対象に、賛助・特別会員の加入を促進し会費収入の増を図る。

### (2) 寄付金の受入れ

### (3) 矢板市地域福祉振興基金『高原基金』への寄付金受入れ 有価証券による資産運用

## 19. 各種講座・イベント等の実施

### (1) 第 1 5 回矢板市福祉のつどいの開催

市民全体が福祉について考え福祉活動への意欲を高める機会として、福祉のつどいを開催する。

### (2) 第 4 3 回福祉まつりの開催

### (3) 出前講座の開催

市民を対象として、福祉活動全般や矢板市社会福祉協議会の各種事業について、出前講座を実施する。